

様式第2号（第5条関係）

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

1 開 会

司会（染谷課長）

皆様、おはようございます。定刻となりましたので、ただ今から令和6年度第4回久喜市児童福祉審議会を開催いたします。

本日の司会進行を務めさせていただきます、子育て支援課の染谷でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の出席委員数について、ご報告申し上げます。委員16人中、出席委員10人で過半数に達しておりますので、本審議会は、久喜市児童福祉審議会条例第6条第2項の規定により成立いたしますことをご報告いたします。なお、加藤明子委員、四ツ釜雅彦委員、山本桂一委員、奈良千鶴委員、中村梨沙委員におかれましては、欠席とのご連絡をいただいておりますので、併せてご報告いたします。

次に、会議の公開と会議録の作成につきまして、皆様にご了解をいただく事項がございます。会議の公開でございますが、久喜市では審議会等の会議は原則公開とし、会議の傍聴を認めておりますことから、本審議会も傍聴を希望される方がおりました場合は、傍聴席へご案内いたしますのでご了解をいただきたいと存じます。また、本会議の内容につきましては、事務局にて会議録としてまとめる関係上、録音いたしますので、ご発言の際にはマイクをお持ちいたしますので、マイクをご利用いただきますようお願いいたします。そして、本日の会議につきましては、終了予定時刻を11時30分とさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。なお、本日は久喜市こども計画の策定等支援業務委託の受託業者である株式会社ぎょうせいの2名にも同席いただいておりますことをご報告いたします。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

次第の「2 あいさつ」としまして、吉倉会長からごあいさつをいただきたいと存じます。

2 あいさつ

吉倉会長

皆様、おはようございます。

新年になりまして早20日、早いという実感でございます。事務局さんは大変膨大な久喜市子ども計画の素案を年末に送っていただき、本当にお疲れ様でした。資料を確認させていただき、ご苦労が垣間見え、大変であったろうなと思いました。いよいよ、今年度末にはこの審議会で答申するという形を控えておりますので、事務局さんの努力はもとより、今回の会議は本当に重要なものであると受け止めております。ぜひ委員の皆様にはそれぞれの立場からそれぞれの鋭い目線で審議を重ねていただき、より良いものとしてこのような計画ができることをこどもたちや子育てをしている方々にもご納得いただきたいと思います。計画内にも広報は大変大切であると掲載されておりますが、久喜市はこの計画に沿って事業を進めていくということを、胸を張って言えるような内容に仕上げてまいりたいと思います。

今日は限られた時間ではありますが、委員の皆様のご協力を得て良い会議にしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会（染谷課長）

吉倉会長、ありがとうございました。

次に、議事に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に送付をさせていただきました資料を併せてお手元にご用意をお願いいたします。

はじめに、事前にお送りした資料としまして、

- ・ 次第
- ・ 資料1 久喜市子ども計画（案）
- ・ 資料2 久喜市子ども計画から新たに追加された施策・取組

の3点でございます。 また、本日追加資料といたしまして、

- ・ 追加資料1－1 第9章資料編の「1 用語集」
- ・ 追加資料1－2 第9章資料編の「4 こども・若者の意見聴取の概要」

・追加資料2 ご意見・ご質問等への修正案

・追加資料2 別紙

の4点を机の上にご用意させていただきました。以上、資料はお揃いでしょうか。お手元に無い資料がございましたら、お持ちいたしますので、お申し出いただきたいと存じます。

また、委員の皆様は年末年始のお忙しい中、計画の素案（案）をご確認いただき、ご質問、ご意見等を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

本日の追加資料にございますが、計画の素案（案）の説明の中で併せてご質問への回答や、それに伴う修正案の内容等につきましても、ご説明させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次第の「3 議事」に移らせていただきます。

議長につきましては、久喜市児童福祉審議会条例第6条に基づき会長が議長となりますので、吉倉会長、議長をお願いします。

3 議 事

（1）久喜市こども計画の素案（案）について

議長（吉倉会長）

それでは、議事に入らせていただきます。

先ほど、事務局から会議録の作成について説明がありましたが、事務局が会議録を作成後、代表の2名の方に署名をいただきたいと思います。前回、令和6年11月8日に開催した際は、青山委員と内田委員が署名人となりました。引き続き出席者の中から名簿順ですが、前回ご欠席されたことを踏まえまして、高橋委員と私を署名人といたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題に移りたいと思います。

議事の（1）久喜市こども計画の素案（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局（近藤課長補佐）

（資料1に基づき説明（第1章～第4章））

議長（吉倉会長）

ありがとうございました。

ご意見やご質問をいただいたものを含めて、久喜市こども計画の素案第1章から第4章まで説明がございました。

委員の皆様からいただいたご意見やご質問については反映されていると思いますが、新たにご質問等がありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

高田委員

25ページの各種支援策の利用状況について担当者から説明がありましたが、実態として利用したことがあるこどもは10%以下であり、啓発が必要であると認識していると説明がありました。貧困家庭だけではないかもしれませんが、そのような家庭を対象にどのように支援していくか、具体的にどのように啓発しようと考えているのか伺いたいです。結果を見ますと、10%以下のこどもが利用しており、30%以上のこどもたちに利用したいという気持ちがあります。その結果をどのように反映させて啓発していくのかを具体的にお聞きしたいです。

議長（吉倉会長）

ありがとうございました。

事務局の説明でもアンケートの集計結果からして啓発が必要であるというお話がありましたが、30%のこどもは利用したことがなくても利用意思があるため、その結果を反映して具体的にどのような方法で啓発していくかということです。いかがでしょうか。

事務局（近藤課長補佐）

現在、市では啓発の手段としてホームページや広報紙等もありますが、SNSという身近なアクセス方法もありますので、そのようなものを活用するほか、まずは関係機関や支援機関の皆様が十分な理解を持った上で、相談の中でご案内していただけるように関係機関の皆様に向けて周知を図っていくことが必要であると感じております。

議長（吉倉会長）

一般の方に向けてのホームページやSNS等はもちろんのこと、関係機関の方にも踏み込んで周知が必要であると考えていらっしゃるということです。他にいかがでしょうか。

岸委員

引き続きこども食堂について教えていただきたいです。アンケートの対象者が学齢期である小学生と中学生になっておりますが、こども食堂はこどもの意思で利用しても良いのでしょうか。それとも保護者が同意しないと利用できないのでしょうか。もしこどもだけの気持ちで利用できるのであれば、小・中学校にポスターを掲示する、保健室の先生経由で教えてもらう等によってこどもはアクションを起こしやすいかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（吉倉会長）

ありがとうございます。啓発の件にも関連して、こども食堂をもっと広く知ってもらうためにはこどもの気持ちだけで利用できるものであるかどうか、利用できるということであれば学校等にポスターを掲示する、こどもの状況を良く知っているはずの保健の先生からお話をしていただく等、そのような方法はどうかというご質問です。いかがでしょうか。

事務局（砂川こども育成課長）

こども食堂に関しましてはこども育成課が担当しておりますので、私からお答えさせていただきます。こども食堂に関しては、どなたでもご利用できると銘打っております。元々は貧困家庭のお子さんを対象として始まった事業であります。今はそのようなお子さんに限らず、地域のコミュニティ的な存在として、活用されているというところが多くございます。お子さんが利用したければ、もちろん利用していただいて構いません。親御さんも利用したいとなれば親御さんと一緒にお越しいただいても構いません。こども食堂という言葉に捉われてしまいますと、こどもしか利用できない、貧困家庭のみが利用できると思われるかもしれませんが、今はかなり広く開かれております。そのようなこともあり周知に関しては誰に限ってというこ

とではなく、学校を通じた周知によって子どもたちが利用しやすくなるということであれば、ぜひ学校の協力も仰ぎながら啓発を進めていければとご意見を伺って感じたところです。

議長（吉倉会長）

学校等の関係機関と連携しながら周知を図っていくというお話でございました。間口を広げ、誰でも利用できるということは前進であるかと思います。他にいかがですか。

高田委員

重点施策のこども・若者が意見を表明し社会参加が進む仕組みづくりは新たな施策であると思いますが、64ページの施策3のこども・若者の地域活動への参画の促進についてです。今日、配布いただいた追加資料1-2の問6に、意見のあるこども・若者を集めて会議を開くという回答がありますが、こどもの意見、こどもが何を思っているのか聞くことは非常に大事であると思っており、これまではそのようなところが手薄になっていたのではないかと、親や支援する側の計画が多かったのではないかと思います。こどもが具体的に何を考えているか、自分の幸せを聞くということで、施策3の3つの施策は非常に大事な施策であると思っております。最近の流行で画面上のオンラインミーティングとなっておりますが、こども版のタウンミーティングを計画してはどうかと。ツールを使わなければならないことはどうなのかなという気がします。小学校単位や小学校高学年から中学校・高校ぐらいまでの間で、事前にどのようなことを話したいか提案してもらった上で、定期的にこどもの意見を聞くタウンミーティングを行ってみてはどうかと思います。

また、オンラインミーティングや若い世代と市長との座談会とありますが、要は私がお話したいことは頻度がここに記載されていないということです。市長や上層部との折り合いもあることでしょうからすぐに計画に入れることができないとしても、ただやりますというだけではなく施策として1回実施してみようということなのか、もしくは例えば定期的に3ヶ月に1回ぐらいの頻度で実施するのか、計画の中に入れていただきたいと思います。他の施策では月1回実施するとされた内容もありますが、ほとんどの施策でこれをします、あれをしますとあつ

でも、回数の記載が必要と思われるものに具体的な回数が何も記載されていません。回数を記載するということは大変であるとは思いますが、ある意味ノルマになることから、そのようにできるものはそのように計画していただきたいと思います。実施しますだけではなくて計画したことを何回実施します、年に何回ぐらい実施する予定です、と広報等にも掲載していただきたいと思います。そうすることで市はこのようなことを実施している、こどもがこんなことを考えていたのだということもわかると思います。

事務局（近藤課長補佐）

ただ今いただいたご質問につきまして、市長とこどもたちのオンラインミーティングは実際に定期的に実施しているところでもありますので、回数を記載させていただきます。また、若い世代と市長との座談会に関して、現在は年度内で1回は開催しているところですので、改めて確認した上で、実施回数の記載方法を検討させていただきたいと思います。

議長（吉倉会長）

関係部局があるでしょうから、確認をお願いいたします。他にいかがでしょうか。

篠原委員

交通住宅課が担当課となってしまいますが、75ページの交通安全教室の実施について、現在、自転車教室は小学4年生の2学期ぐらいに実施されていると思います。そこで自転車の免許をもらえることで、学区内は1人で自転車に乗って良いよとなりますが、こども食堂やこどもの居場所を考えた際に、自立している子であれば小学3年生ぐらいから1人で色々な場に行けると思います。しかし、まだ免許がないことを理由に自転車で移動できずにそこまで足が伸びない、本当は行きたいけど行けないという声があります。私も子には免許がまだないから駄目だよと言います。以前は自転車教室を小学3年生で実施していたかと思いますが、現在は小学4年生になっており、1年前倒して実施することは難しいのでしょうか。

議長（吉倉会長）

こどもたちの移動手段として、自転車に乗れば嬉しが行きますよね。

事務局（尾崎部長）

私の記憶で申し訳ないですが、小学３年生で自転車運転教室を一度実施している学校もあり、最終的に小学４年生で検定という形で正式に認定書のようなものをお渡ししているのではないのでしょうか。小学３年生でも実施した上で、小学４年生の際に１人で安全に自転車に乗れることが出来ることを確認していると思います。いずれにいたしましても、児童の安全な移動を重視しての取り組みを学年に応じて行っていますので、ご意見いただきました１年前倒しするということは、市全体の教育の関係となりますので、この場で一概にできます、できませんとは言えませんが、このようなご意見をいただいたということは教育委員会へ伝えさせていただければと思います。

議長（吉倉会長）

働きかけをしてくださるということによろしいですか。自転車の事故も増え、ヘルメットの着用や一時停止の注意もとても厳しくなっています。特に進学がある４月には重点的にお巡りさんが立っていて、随分と切符を切っています。自転車に乗るルールが格段に厳しくなったと感じます。自転車は本当に良いツールであり、こどもたちが安全に活用してもらいたいと思います。他にいかがでしょうか。

岸委員

６８ページをお願いいたします。家庭の子育てを応援する体制の強化として、３－３－４産後ケア事業についてです。実際に私は出産した際に産後３ヶ月で産後ケア事業を使わせていただきました。産後鬱になることは自分でも予測できない上、家族も青天の霹靂であると思います。家族の協力を得た結果、それでも産後鬱になってしまい、保健センターにＳＯＳを出しました。そのようになった状況でＳＯＳを出すパワーはとても必要であり、行政サービスである

ため手続きを踏まなければなりませんでした。今すぐ助けて欲しくても書類と聞き取りが必要であるため面談の日程を調整する、日帰りではなく宿泊を希望したために産科の空きのお部屋があるかの確認があつて日数がかかると言われました。私は持病があり既往歴もあり、産後の心配があつたため事前に相談した上で、もしかしたら書類作成や面談が難しいかもしれないと相談したところ、特例かもしれませんが事前に書類を書き、利用しない場合は書類を破棄し、利用する場合はすぐ動き出せるようにサポートしていただいたので、とても役に立ち、ありがたい事業でありました。実際に、サービスを必要とするお母さんが本当に声を出しているか心配であり、利用までに必要な手続きがあるけど今すぐ利用したいというママの声が届いているかと気になりました。実際にサービスを利用した方に聞き取りしてみてもいいかなと思います。

議長（吉倉会長）

ありがとうございました。産後ケア事業を実際に利用して大変助かった経験があつた上で、サービスを使いたくても手続きや面談の日程調整と使えないということもあるのではないかなという懸念もあり、サービスを利用した方から聞き取りを行ってみてもいいかなというご質問でしたが、いかがでしょうか。

事務局（土屋こども家庭保健課長）

産後ケア事業に関しましてはこども家庭保健課の事業となりますので、私からお答えさせていただきます。今年度からこども家庭センターという形で常勤の助産師が3名おります。母子手帳をお渡しする際に面談を行い、その方へのサポートの状況や妊娠経過等を聞き取りさせていただいています。その際に既往歴等があればこのような事業もありますのご案内させていただいており、また妊娠の期間中に8ヶ月の時点でアンケート等を行っています。こちらは郵送ですが、その結果によって助産師がご連絡を差し上げて産後ケア事業等のご案内を差し上げております。また、この事業を申し込む際、現在は電子申請等の申請方法もあり、もしご自分から声を上げにくいという方であっても、インターネットを通しての申請が可能となっております。サービスを必要とする方がそれぞれ声を出しているかというお話をいただきましたが、ア

ンケート等により皆様の声をいただいて事業に反映させるようにしておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

議長（吉倉会長）

大事なお子さんですから、お母さんが安心して産んで育ちに入るところをサポートしているという回答でした。よろしいでしょうか。

他にご意見等もないようですので、事務局さん、続けてお願いします。

事務局（近藤課長補佐）

（資料１に基づき説明（第５章～第９章））

議長（吉倉会長）

ありがとうございました。ただ今久喜市こども計画素案の第５章から第９章までについて説明がございました。基本方針との繋がりについてお話があり、こちらにも重点的に力を入れて施策を進めていくということでもございました。ご質問のある方はお願いします。

山本委員

表記上のことでありますが、１４３ページの政策名、５－１－４の気づく・つなぐ・支えるガイドブックの活用について、事業内容の文末は「作成します。」となっておりますが、既に作成してあることから、「作成し、活用します。」ということかと思います。また、１５１ページの事業内容も同様です。

事務局（染谷課長）

気づく・つなぐ・支えるガイドブックについて、こちらは文末を「作成します。」から「作成し、活用します。」という形で、追加資料の修正案では記載させていただき把握しておりましたが、こちらの記載が漏れていましたので、変更させていただきたいと考えております。

議長（吉倉会長）

再掲のものについても変更していただくということです。他にいかがでしょうか。

岸委員

127ページをお願いいたします。5-4-21の外国籍市民支援事業についてお伺いいたします。事業は青年期と子育て当事者・子育て世代を対象にしておりますが、学歴期・思春期で日本語が得意ではない、読み書きがまだ練習中である小中学生に対してのサポートについて、教育委員会ではどのようにしていらっしゃるかお伺いしたいです。私が聞いたお話では特別支援学級の知的クラスに入るということを伺いましたが、それで学習が十分であるか、進学や就学に向けて支援級だけで賄えているかということが1つ疑問です。また、マイノリティであるとは思いますが、例えば久喜市の小中学校で同じ環境の子や多国籍の友達を集める、父母会を行う等の交流があれば、日本で、久喜市での子育てに心強い仲間ができるのではないかなと考えました。

議長（吉倉会長）

127ページの5-4-21について、外国人で日本語がまだ習得できない子どもたちについての教育を、小中学校ではどのように取り組んでいるか、十分であるか、またその多国籍の子と保護者の交流である等、それらについてはどうであるかというご質問です。いかがでしょうか。

事務局（染谷課長）

こちらにつきましては部局が異なり、市長部局の市民生活課では青年期の方を対象にした事業となっておりますので、学校に関しては教育委員会に対応しているところでございます。

外国籍の方も非常に増えてきておりますので、教育委員会内でも話には出ているかとは思いますが、具体的に個別の事業として立ち上げてということは掲載できない状態ではございます。ご意見は教育委員会へ伝えさせていただきまして、さらなる外国籍の子どもたちの支援につなげていければと考えております。

議長（吉倉会長）

教育委員会へお伝えいただければ、改善が図られるかと思います。よろしくお願いします。他にいかがでしょうか。

内田委員

仕事柄気になるところで、96ページのこども誰でも通園制度について、令和7年度は実施しない予定であり、令和8年度から量の見込みが39、令和9・10年度は増えておりませんが、どれぐらいの園が日々何人ぐらいを受け入れるということが既に具体的に計画されてこの数字になっているのか、どこまで話が進んでいるのか気になりましたので、詳細を教えていただければありがたいと思います。

事務局（田口保育幼稚園課課長補佐）

それでは、保育幼稚園課からお答えさせていただきます。こども誰でも通園制度につきましては、全国で実施されるものでありますが、令和8年度から本格実施ということで今現在準備等を進めているところでございます。そのため、こちらの表につきましては令和8年度から量の見込みと確保策を記載させていただいております。現在の状況につきましては、どこの園で何人受け入れるということを市ではまだ決めていないので、国で示している積算方法に基づいて久喜市として必要な人数、確保策の数字を示しているところです。実際にどこの園で何人であるということは今後お話し合いをさせていただきながら、決定していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（吉倉会長）

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

高田委員

3点質問いたします。

88ページのテーブルについて、計画期間の児童数の将来推計で全体的には漸減ですが、0から2歳は増加しています。令和7年の2,500人が令和11年は2,900人と増加しています。これはどのような推測に基づくのでしょうか。

2点目は90ページの最後のテーブルの2号認定3歳から5歳について、令和6年度は実績が861に対して確保策が705、差が24ですが、差はマイナスとなるのではないのでしょうか。

3点目、私にとっては一番重要な問題・課題であると思いましたが、放課後児童健全育成事業についてです。49ページの重点施策の一番にこどもの居場所づくりと学び・体験活動の支援があります。しかし、令和4年度は確保策が121人足りていない、令和5年度は218人足りていない、令和6年度は500人近く足りません。今後の推定では、令和7・8・9年度とずっと足りていません。令和7年度は800人ということで相当な人数が学童保育に行けない状況です。現状として、過去3年間不足していたことについてどのように認識されていますか。重点施策としているのに推測として相当数足りていないことを放置する、自然の流れに済ませるということでしょうか。書いてある内容では足りていないような気がしており、何か対策はないのでしょうか。

事務局（近藤課長補佐）

では、まず88ページの児童数の将来推計についてです。4行目で、「児童数は、いずれの年代も減少し」とありますが、高田委員がおっしゃるとおり、0歳から2歳に関しては増加となっておりますので、こちらは「0歳から2歳を除き」という文言を追加させていただきたいと思えます。こちらの増加の傾向として考えられることは、若い世代の転入であり、特に栗橋地区で転入者が多く、これからの子育て世代が転入してきたことが見込まれた結果によるものと考えております。

事務局（染谷課長）

増加率について補足させていただきます。若い世代の転入増を理由に令和5・6年度の増加率がかなり多くなっております。0歳から2歳は令和5・6年度の増加率を基に推計したため増加

しております。その他の年代は減少傾向にあり、0歳から2歳の年齢層だけ増加傾向でありました。新型コロナウイルス感染症の影響もあって、長期のデータを参照とした推計がかなり難しくなってしまったため、直近のデータを利用し推計させていただいたところでございます。

事務局（上岡保育幼稚園課課長補佐）

90ページ下の令和6年度の数値につきまして、委員さんがおっしゃるとおり、マイナスの数字となりますので訂正させていただきます。すみませんでした。

事務局（砂川こども育成課長）

学童保育に関しましては、こども育成課が担当ですので私からお答えさせていただきます。現状、確保策の数字が各学童の定員の合計数になっておりますが、それに対して利用実績が上回っている状況となっております。定員はオーバーしておりますが、利用希望のある方につきましては全ての学童で受け入れさせていただいております。希望される方で学童に通えていないというお子さんは、現状としてはいらっしゃる状況です。数字上は差し引きして足りていないのではないかと見えてしまっていますが、そのようなことはございません。とは言え、やはり学童に通いたいというお子さんが大変増えてきておりまして、お子さんの数自体は減っていても学童を希望するお子さんは増えるという状況は当面続くと考えております。現状の解決策としましては、支援を増やす、定員を増やすということを引き続き取り組んでまいりますので、今後もそのような形で対策の方は続けていきたいと考えております。

事務局（尾崎部長）

追加で申し訳ございません。このこども計画につきましては、このように今後増えていくであろうということで、施設整備が必要になる旨を記載させていただいております。これにより、施設整備補助などの活用につながることもなります。令和7年度は登録児童数が合計で2,241人であり、確保策については放課後児童クラブの現在の利用定員数をもとに算出しておりますが、その利用定員数の他に教室を増やすということ、例えば1つのクラブで利用児童が多くなっ

たために2つ3つという形で教室を増やしています。そのため、この数字は見えてこないものがありますが、先ほど課長が言ったとおり、待機児童はいない状況です。

議長（吉倉会長）

希望される方を全て受け入れているということで安心いたしました。他にいかがでしょうか。

岸委員

同じく97ページの放課後児童健全育成事業についてですが、やはり差がマイナスであると表記されていてはあまり良くないイメージとなってしまいます。働きたい親御さんが増えているからその希望者増だと思っているため、マイナスであっても超過して受け入れているという実績を上手に表現できないかなと思います。また、定員を超過していてもこどもの安全は守られているのかと親としての不安が同時に発生してしまうため、教室を増やして対応しているということがもう少し保護者にわかりやすく伝えられたら良いなと感じました。

議長（吉倉会長）

ありがとうございます。数字から見える不安もありますので、実際は希望する皆さんを受け入れていることが明記されれば良いですね。しかし、部長さんがおっしゃったように、行政の上へ働きかけるために、施設が足りていないから整備の補助が必要であるという材料になっていることでした。保護者の方からすれば、こどもたちが安全であるか、定員超過でこどもたちに何かしわ寄せが来ないか、といった不安な部分があるということです。いかがでしょうか。

事務局（染谷課長）

全体的なことであるため私から一括回答させていただきます。説明のとおり、実際のところは待機児童を発生させていないということでございますので、どのような表現が適切なのかは今後検討させていただき、現状がわかりやすいような表現を追加させていただきたいと存じます。

議長（吉倉会長）

では、そのようなことでよろしく願いいたします。他にいかがでしょうか。本当にたくさんの意見をありがとうございました。

（３）その他

議長（吉倉会長）

それでは、他にはないようでございますので、続きまして、議事の（２）その他になります
が、事務局さんから何かございますか。

事務局（近藤課長補佐）

それでは事務局から連絡させていただきます。

本日、皆様からいただきましたご意見、ご指摘事項を反映させた案について修正をした後、施策の取り組みに協力してもらっている庁内関係課に改めて最終的な確認をしていただき、１月末から２月上旬にかけてパブリックコメントを行います。こちらは３０日間かけて実施する必要がある、その後パブリックコメントへの結果に対応を用意させていただいた上で、３月中旬もしくは下旬頃に第５回久喜市児童福祉審議会を開催させていただき、諮問答申を進めていく予定で考えております。日程等については後日ご案内を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

事務局（染谷課長）

追加で申し訳ございません。

資料１の５２、５３ページをご覧ください。久喜市こども計画の施策の体系図がございます。現在、こども家庭庁の委託事業としてこども計画を策定する自治体向け、これから策定する自治体向けに事例集のようなものを作成しているところでございます。その中で、こちらの表が計画と目標概念がわかりやすい体系図ということで好事例の１つとして掲載させていただきという依頼がございましたので、こちらが各自治体の事例集の中に掲載される予定でございますので、ご報告をさせていただきたいと思います。

議長（吉倉会長）

それは誇らしいことでございます。ありがとうございました。

では、以上をもちまして、本日予定していた議事は全て終了となりましたので、議長の職を解かせていただきます。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

4 閉 会

司会（染谷課長）

吉倉会長、ありがとうございました。

それでは閉会にあたりまして、青山副会長にご挨拶をいただきたいと存じます。

青山副会長

皆さん、本日も活発なご審議ありがとうございました。特に、本日の審議会につきましては、久喜市こども計画の素案づくりということで本当に重要な役をいただいたと思います。委員の皆様のご意見は様々な視点を持っていただきました。また、行政の底力を見せていただき、子育て支援課を中心として、久喜市の多くの課が連携し行政を集結したような大変素晴らしい計画案ができました。それを本日の協議の中でどのように発信したらより良い効果を生み、より久喜市の魅力が高まるのかという視点でのご意見もたくさんいただくことができたと思います。3月の第5回審議会も楽しみにしておりますので、議会も入り事務局の皆様は本当にご多忙な時期になると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様もありがとうございました。

司会（染谷課長）

ありがとうございました。

委員の皆様には、公私ご多忙中のところご出席いただきまして、活発なご意見をいただき、ありがとうございました。以上をもちまして、令和6年度第4回久喜市児童福祉審議会を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和7年2月12日

吉倉 清子

高橋 悦子